

第四十三回国会
衆議院
閣員會議
録
第十五号

昭和三十一年五月七日(火曜日)

午前十一時三十分開議

出席委員

委員長 永山 忠則君

理事伊能繁次郎君 理事内藤

理事藤原 節夫君 理事石橋 政嗣君

理事石山 權作君 理事山内 広君

内海 安吉君 小笠 公昭君

草野 一郎平君 額 彌三君

笹本 一雄君 船田 中君

緒方 孝男君 田口 誠治君

中村 高一君 西村 関一君

出席國務大臣

國務大臣 志賀健次郎君

出席政府委員

總理府總務長官 徳安 實蔵君

防衛庁參事官 加藤 陽三君

(長官官房長)

防衛庁參事官 海原 治君

(防衛局長)

防衛庁參事官 小幡 久男君

(教育局長)

防衛庁參事官 伊藤 三郎君

(裝備局長)

防衛施設庁長官 林 一夫君

(防衛施設庁長官)

防衛施設庁長官 沼尻 元一君

(防衛施設庁長官)

委員外の出席者

労働事務官 北川 俊夫君

(職業安定局副 委員長)

専門員 加藤 重喜君

四月九日

國家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部改正に関する請願外二件

(淡谷修蔵君紹介)(第三〇八三三三三)

同外二十九件(石田博英君紹介)(第三〇八四号)

同(岡良一君紹介)(第三〇八五号)

同外一件(山中吾郎君紹介)(第三〇八六号)

同外百九十八件(大森五木君紹介)(第三〇八七号)

国立大学教官の待遇改善に関する請願(大平正芳君紹介)(第三〇八七号)

同外七十五件(河野正君紹介)(第三〇八八号)

同外三千件(小山長規君紹介)(第三〇八九号)

同(櫻内義雄君紹介)(第三〇九〇号)

同(権藤三郎君紹介)(第三〇九一号)

同(高田富與君紹介)(第三〇九二号)

同(中野四郎君紹介)(第三〇九三三三)

同(中村幸八君紹介)(第三〇九四四)

同外三十九件(馬場元治君紹介)(第三〇九五号)

同(権藤三郎君紹介)(第三〇九四号)

同(馬場元治君紹介)(第三〇九三五)

同(長谷川保君紹介)(第三〇九三六六)

同(藤本捨助君紹介)(第三〇九三七七)

同外八件(廣瀬正雄君紹介)(第三〇九三八号)

同(穂積七郎君紹介)(第三〇九三九九)

同(細田吉藏君紹介)(第三〇九四〇号)

同外三十一件(相川勝六君紹介)(第三〇九四一)

同(生田宏一君紹介)(第三〇九四二)

同(菅野和太郎君紹介)(第三〇九四三)

同外三十一件(瀬戸山三男君紹介)(第三〇九四四)

同(濱田正信君紹介)(第三〇九四五)

同(前田義雄君紹介)(第三〇九四六)

同(濱田幸雄君紹介)(第三〇九四七)

同外百七十五件(内海清君紹介)(第三〇九四八)

同(秋田大助君紹介)(第三〇九四九)

同(小笠公昭君紹介)(第三〇九五〇)

同(藤原三三君紹介)(第三〇九五一一)

同(松本俊一君紹介)(第三〇九五二)

同(三木武夫君紹介)(第三〇九五三)

同外三百九十五件(河野正君紹介)(第三〇九五四)

同(田口誠治君紹介)(第三〇九五五)

同(前田榮之助君紹介)(第三〇九五六)

同(上村千一郎君紹介)(第三〇九五七)

同(田中伊三次君紹介)(第三〇九五八)

同(太田一夫君紹介)(第三〇九五九)

同(久野忠治君紹介)(第三〇九六〇)

同外二十四件(松本俊一君紹介)(第三〇九六一)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第三〇九六二)

同(国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案反対に関する請願(島上善五郎君紹介)(第三〇九六三)

同(平和の日制定に関する請願(羽田武副郎君紹介)(第三〇九六四)

同(神田博君紹介)(第三〇九六五)

同(松本俊一君紹介)(第三〇九六六)

同(相川勝六君紹介)(第三〇九六七)

同(赤澤正道君紹介)(第三〇九六八)

同(有田喜一君紹介)(第三〇九六九)

同(内海清君紹介)(第三〇九七〇)

同(小澤佐重喜君紹介)(第三〇九七一)

同(大橋武夫君紹介)(第三〇九七二)

同(海部俊樹君紹介)(第三〇九七三)

同(鴨田宗一君紹介)(第三〇九七四)

同(木村俊夫君紹介)(第三〇九七五)

同(鈴木義男君紹介)(第三〇九七六)

同(寺島隆太郎君紹介)(第三〇九七七)

同(富田健治君紹介)(第三〇九七八)

同(野原正勝君紹介)(第三〇九七九)

同(濱田幸雄君紹介)(第三〇九八〇)

同(早川崇君紹介)(第三〇九八一)

同(福田篤泰君紹介)(第三〇九八二)

同(船田中君紹介)(第三〇九八三)

同(松野頼三君紹介)(第三〇九八四)

同(松本一郎君紹介)(第三〇九八五)

同(草野一郎平君紹介)(第三〇九八六)

同(三池信君紹介)(第三〇九八七)

同(内藤隆君紹介)(第三〇九八八)

同(門司亮君紹介)(第三〇九八九)

同(門司亮君紹介)(第三〇九九〇)

同(山崎傷病恩給の是正に関する請願(山崎巖君紹介)(第三〇九九一)

同(引揚者の在外私有財産賠償引当てに対する國家補償に関する請願(赤城宗徳君紹介)(第三〇九九二)

同(建國記念日制定に関する請願外十件(濱田幸雄君紹介)(第三〇九九三)

同(元南滿州鉄道株式会社職員期間の恩給法等の特例制定に関する請願外一件(愛知揆一君紹介)(第三〇九九四)

同(井原岸高君紹介)(第三〇九九五)

同(国立大学教官の待遇改善に関する請願(小川半次君紹介)(第三〇九九六)

同(綱島正興君紹介)(第三〇九九七)

同(愛知揆一君紹介)(第三〇九九八)

同(赤松勇君紹介)(第三〇九九九)

同(小山長規君紹介)(第三〇九一〇)

同(志賀健次郎君紹介)(第三〇九一一)

同(首藤新八君紹介)(第三〇九一二)

同(榎兼次郎君紹介)(第三〇九一三)

同(坪野米男君紹介)(第三〇九一四)

同(大野伴陸君紹介)(第三〇九一五)

同外一件(中村三之丞君紹介)(第三〇九一六)

同(永山忠則君紹介)(第三〇九一七)

同(巖尾弘吉君紹介)(第三〇九一八)

同(山本幸一君紹介)(第三〇九一九)

同(稻葉修君紹介)(第三〇九二〇)

同(内海安吉君紹介)(第三〇九二一)

同(河本敏夫君紹介)(第三〇九二二)

同(中曾根康弘君紹介)(第三〇九二三)

同外二件(野田武夫君紹介)(第三〇九二四)

同(藤本捨助君紹介)(第三〇九二五)

同(神田博君紹介)(第三〇九二六)

同(久野忠治君紹介)(第三〇九二七)

同(西村直己君紹介)(第三〇九二八)

同(西村直己君紹介)(第三〇九二九)

同(西村直己君紹介)(第三〇九三〇)

同(西村直己君紹介)(第三〇九三一)

- 同外一件(谷口善太郎君紹介)(第三六三六号)
- 同(伊藤宗一郎君紹介)(第三六四二二号)
- 同(浦野幸男君紹介)(第三六四三三三号)
- 同(金子一平君紹介)(第三六四四四号)
- 同(高津正道君紹介)(第三六四五五号)
- 同外一件(中川俊恵君紹介)(第三六四六六号)
- 同外一件(西村力弥君紹介)(第三六四七七号)
- 同(岡田修一君紹介)(第三六四八八号)
- 同外八件(菅野和太郎君紹介)(第三六四七〇号)
- 同(佐伯宗義君紹介)(第三六四七一七号)
- 同(本島百合子君紹介)(第三六四七二二号)
- 同(八木徹雄君紹介)(第三六四七三三三号)
- 同(竹山祐太郎君紹介)(第三六四七四四四号)
- 同(西村榮一君紹介)(第三六四七五五五号)
- 恩給、年金等の制度は正等に関する請願(田中伊三次君紹介)(第三六四七五五号)
- 国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部改正に関する請願(黒金泰美君紹介)(第三六四九二二二号)
- 平和の日制定に関する請願(矢尾喜三郎君紹介)(第三六四九三三三三三号)
- 同(安藤覚君紹介)(第三六四九四四四号)
- 同(藤原節夫君紹介)(第三六四九五五五五号)
- 建設省四国地方建設局香川国道工事事務所職員の特遇改善に関する請願(野原覺君紹介)(第三六五〇二二二二号)
- 傷病恩給の是正に関する請願(大村公平君紹介)(第三六五〇五五五五号)

豪雪地帯の公務員に対する雪害保障等に関する請願(岡良一君紹介)(第三六五一五五号)

元南滿州鉄道株式会社職員期間の恩給法等の特例制定に関する請願(砂原格君紹介)(第三六五八一一号)

同外三件(毛利松平君紹介)(第三六七五五号)

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(谷口善太郎君紹介)(第三六三三七号)

建国記念日制定に関する請願(岡田修一君紹介)(第三六六八八号)

は本委員会に付託された。

五月七日

駐留軍関係離職者等臨時措置法の二部を改正する法律案(石橋政嗣君外二十九名提出、衆法第四号)

は委員会の許可を得て撤回された。

本日の会議に付した案件

駐留軍関係離職者等臨時措置法の二部を改正する法律案(内閣提出第一四九号)

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(石橋政嗣君外二十九名提出、衆法第四号)撤回の件(シエネット戦闘機F10J及び護衛艦「てるび」の事故に関する問題)

○永山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案及び石橋政嗣君外二十九名提出の駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案の両案を一括議題として、質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。石橋政嗣君。

○石橋(政)委員 今度の駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正案が初めて政府から提案された点について、私も賛成な面もございますけれども、どうも手続上納得がでない点があるわけであります。政府のほうから積極的な改正案を出そうという意思を持っておられるならば、なぜもっと早く準備をされて手続をされたのか。実際には、社会党と自民党の間で大体の話合いもまとまった、そのあとで追っかけるような形で改正案を出してきたというところに、どうもふに落ちないものがあるわけなんです。そんなに必要性を認められるなら、なぜもっと積極的に早く出さないのか、その点のいきさつを納得がいくようにひとつ御説明をお願いしたい。

○徳安政府委員 この問題は、御承知のようにも期限が来ておりますので、なるべく期間中に間に合うようにという気持は最初から持っておつたわけでありまして、出します以上は、やはり与野党とも一致して御賛成願えるような方法を考えまして、党のほうと連絡をとっておつたわけでありまして、幸いに両者のほうでお話し合いが通りました、これならば大体文句なしに通るであろうということでございます。

○石橋(政)委員 今度の駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案が初めて政府から提案された点について、私も賛成な面もございますけれども、どうも手続上納得がでない点があるわけであります。政府のほうから積極的な改正案を出そうという意思を持っておられるならば、なぜもっと早く準備をされて手続をされたのか。実際には、社会党と自民党の間で大体の話合いもまとまった、そのあとで追っかけるような形で改正案を出してきたというところに、どうもふに落ちないものがあるわけなんです。そんなに必要性を認められるなら、なぜもっと積極的に早く出さないのか、その点のいきさつを納得がいくようにひとつ御説明をお願いしたい。

○徳安政府委員 この問題は、御承知のようにも期限が来ておりますので、なるべく期間中に間に合うようにという気持は最初から持っておつたわけでありまして、出します以上は、やはり与野党とも一致して御賛成願えるような方法を考えまして、党のほうと連絡をとっておつたわけでありまして、幸いに両者のほうでお話し合いが通りました、これならば大体文句なしに通るであろうということでございます。

審議願いまして、御決定いただくようお願いいたします。

○石橋(政)委員 その時日に追われてしまった原因をつくつたのが、実は政府側だということを言いたいわけですね。社会党と自民党の間で話し合いがいついたのは三月の早々です。その後にならうという気持があるならちゃんと出せるはずなんです。ところが、話し合いがついて提案されるまでにもう何日かかっています。国会が自然休会に入るといふ直前になつてやつと提案されているんじゃないですか。その間にならうと話を合はなつたのか。両党で話し合いがつかばその間に沿つて出す準備、心ごまえをしておつたというなら、数日を出さずして提案ができたはずなんです。話がついてから政府が提案するまで二週間も三週間もかかるといふことは、それだけの心がまえがあつたというふうには思えません。何か急に話し合いがつかつたから思いついたという感じが、いまの長官の説明では理解できないわけなんです。

○徳安政府委員 案を出しますのは私どもの責任で出したわけでございますが、お説のように、その間に多少日間の間はあつたかもしれませんが、私らのほうで考えておりましたのと与野党でお話ししたございましたものでは、多少そこに違いがございましたので、それを調整をし、事務的に法制局から法案を成文化し、また政府提案でございますから、これをそれぞれの次官會議にかかけましたり閣議決定をしますのに少しひまが多かったです。こういう結果になつたのであります。当初から

この問題は解決しなければならぬ問題である、ほうっておくべき問題ではないということ、十分承知しておつたわけでありまして、いま申し上げたような関係で、役所の手続等に多少のひまをとりました、いまのような御疑念が起きましたと思つた。しかし、これは決して怠慢というわけではございませんので、あんまりお責めにならずに、ひとつ御了解いただきたく思ひます。

○石橋(政)委員 私も冒頭申し上げているように、政府のほうで改正案を出して行くことに異を唱えているわけではないのです。できればそのほうがよいのです。現在の法律自体完全なものではないわけですから、今後もしいろと手直しをしなくちゃならぬ部分が出てくると思つたのです。そういう際に、われわれから改正案を出すといふことよりも、政府のほうで積極的にそういう姿勢をとつてくれればなお幸いです。これを契機にして、今後改正の必要を見た場合にはごんごん政府のほうからお出しになりますか。

○徳安政府委員 これは最初は議員立法のほうでございますが、政府が一応取り扱ひましてこうした提案を政府自身もやります以上は、もちろんその必要性も認めておるわけでありまして、いまお説のような点につきましては意見の一致しますようなものは、政府側からごんごん協力さしていただきたい、そして政府自身として出したいという考えでございます。

○石橋(政)委員 そりう意味で、今後政府のほうで、改正の必要を見た場合は政府関係として出されるべきか

というお答えです。私は、なおさら今回政府提案になったことについては賛成したいと思っております。

ところで、実際に運用してみても、現在の臨時措置法が万全だというふうにお考えになっておられるか、どの程度の効果をおぼえてきたか、その辺をひとつ直接当局のほうから、大まかなところでもいいですから、十分だと思いいなっておりますか。

○林(一)政府委員 御承知のように、臨時措置法は、その内容は、駐留軍従業員が解雇された場合の対策が中心となっておるわけでございます。その対策としては、いろいろの規定が設けられておるのでございますが、就職のあっせんとか、あるいは返還固有財産の譲渡とか貸し付けとか、あるいは特別給付金の支給、その他職業訓練手当、移転資金、別居手当支給というように、比較的解雇者に対する対策としては整った内容を持っております。その効果をおぼえておられるように私は考えております。もちろん、将来まだ改善すべき点があるかと考えるのであります。そういうような場合においては、今後十分に検討を重ねていかなければならないというように考えておるのであります。現在の時点において、相当十分の効果をあげておる、こういうふうには私どもは考えております。

○石橋(政)委員 ないよりはましです。そういう意味では効果もあけております。しかし、これで十分だといふふうにはどうしても私ども考えられないわけです。積極的にその点さらに検討を加えて、ひとつつりつぱな法律に完成していただきたいと思っております。

ほとんど御遠慮なく、これから政府提案で改正案を出していただきたいというところを強く申し上げておきたいと思っております。

特に今度の改正点でも、私は不十分な面があると思っております。その点に限ってお尋ねをしておきたいのですが、この特別給付金の支給の対象者のワケを広げた。すなわち、昭和三十三年六月二十二日に、岸・アイク共同声明が出された時点において、在職した者に限って出しておいたわけですが、この壁を取り払われたということにおいて、一歩前進だということは認めておるわけですが、しかし、あまりにも金額が少くないか、もうすでに駐留軍に古くから働いておられる人は十八年になんかとしておられるわけですが、そういう人でも最高一百万円しかもらえないというこの金額について、どうせ壁を取っ払うならば、相当大幅に金額をふやしてやるべきだという考え方が出てこなければ、今ごろ十八年も勤めて一百万円やるといふ考え方は、この辺に矛盾を感じておられないのですか、その点いかがですか。

○林(一)政府委員 特別給付金の支給額につきましては、私どもかねてから検討してまいり、増額するのが適当であると考えておりました。実は昭和十七年四月より増額は実施いたしておるのであります。現在のところは、この支給基準で支給をするというふうには考えておるのであります。もちろん、今後情勢の変化等により、この増額を必要とするというふうな事態になりましたら、増額についても十分検討してまいります。

○石橋(政)委員 いや、現在考えてみて、金額が少くないとお思いになるかどうかというところに重点があるわけではございません。

○林(一)政府委員 この特別給付金の支給額につきましては、もちろんこれで十分とは思いますが、現在のところは、三十七年四月から増額したところでございます。しばらくこれでまいりまして、今後は他との権衡も考えてまいりまして、退職金との関係も考えてまいりまして、いろいろに考えております。

○石橋(政)委員 それからも一つ、社会党のほうから提案した改正案の中には、雇用奨励金を支給すべきだという考え方が一つ入っているわけですが、それは言うまでもなく、炭鉱の離職者並みの扱いをしてもらいたいという思想から出ているわけですが、この点、関係当局の賛成がどうしても得られないというので、話し合いがつかないというので、政府提案の中から除かれておるわけですが、最近、その当時に比べれば、はるかに失業する人たちの数が減っていることは事実ですが、いかなる就職ということでは、非常に困難な条件下にあるということでは、あまり変わっていないんじゃないですか。というの、一つは、やはり年齢が高いことと見合部分が多い、この駐留軍離職者の場合が多い、これからは先出てくる場合、なおその傾向は強いんじゃないですか。いかなる先任権制をとられておられますか、これから先首を切られていく人は、より高年齢の人たちが多くなってくるわけですか。そうする

就職をしておるかという傾向はわかりませんか。わかれば、それをお知らせ願いたい。

○林(一)政府委員 ただいま事務部長から、数字について詳細に説明いたさせていただきます。

○沼尻政府委員 昭和三十三年、三十四年、三十五年の一番人員整理の激しかったときでございますので、この激しいころから申しますと、昭和三十三年度が三万四千九百人、昭和三十四年度が二万七千人、昭和三十五年度が五千三百人、昭和三十六年度に至りまして千七百人、昭和三十七年度は約千二百人ということに相なっております。

○石橋(政)委員 その就職状況も、沼尻政府委員 私たちの調べでは、大体就職率が三七〇程度というふうには了解しております。

○石橋(政)委員 岸・アイク共同声明が出て以来、急激に整理が出たわけですが、それに対応してこの法律もできたわけですが、最近、その当時に比べれば、はるかに失業する人たちの数が減っていることは事実ですが、いかなる就職ということでは、非常に困難な条件下にあるということでは、あまり変わっていないんじゃないですか。というの、一つは、やはり年齢が高いことと見合部分が多い、この駐留軍離職者の場合が多い、これからは先出てくる場合、なおその傾向は強いんじゃないですか。いかなる先任権制をとられておられますか、これから先首を切られていく人は、より高年齢の人たちが多くなってくるわけですか。そうする

と、数は少ないからといって、次に何らかの仕事につこうという場合に、条件がむずかしくなるというところは、逆に、これから先の方が、困難性はますます加わってくるんじゃないかとわれわれは考えているわけですが、そうしますと、数字が多いとか少ないとかいうことよりも、再就職が困難だということからいけば、少しも解決されないところか、これからはますます困難さは加わってくるというようにわれわれは思っております。その困難さを若干でも克服するために、雇用奨励金制度があれば便利なんじゃないかという考え方には御同調できないわけですか。

○林(一)政府委員 ただいま事務部長から説明いたしましたように、数字的には年々減少化しておりますのであります。こゝに、二年は千名というところまで至っております。また、そのうちにおいて就職した者が約三七〇、あるいは四〇〇というふうなところまで至っております。この離職者に対する就職のあつせん等につきましては、この臨時措置法を中心としておるのであります。この就職の機会もだんだんふえておるといふふうには私どもは考えておるのであります。ただ、おっしゃるとおり、駐留軍従業員は比較的中高年齢層が多いのでございまして、そういう意味におきましては、就職の機会を申しましようか、チャンスの少ないというふうなことも考えられるのであります。

○石橋(政)委員 それでは、最近二、三年でもけっこうですが、どの程度の失業者が出ておって、どういふふう

○林(一)政府委員 たいま事務部長から説明いたしましたように、数字的には年々減少化しておりますのであります。こゝに、二年は千名というところまで至っております。また、そのうちにおいて就職した者が約三七〇、あるいは四〇〇というふうなところまで至っております。この離職者に対する就職のあつせん等につきましては、この臨時措置法を中心としておるのであります。この就職の機会もだんだんふえておるといふふうには私どもは考えておるのであります。ただ、おっしゃるとおり、駐留軍従業員は比較的中高年齢層が多いのでございまして、そういう意味におきましては、就職の機会を申しましようか、チャンスの少ないというふうなことも考えられるのであります。

○石橋(政)委員 それでは、最近二、三年でもけっこうですが、どの程度の失業者が出ておって、どういふふう

○林(一)政府委員 たいま事務部長から説明いたしましたように、数字的には年々減少化しておりますのであります。こゝに、二年は千名というところまで至っております。また、そのうちにおいて就職した者が約三七〇、あるいは四〇〇というふうなところまで至っております。この離職者に対する就職のあつせん等につきましては、この臨時措置法を中心としておるのであります。この就職の機会もだんだんふえておるといふふうには私どもは考えておるのであります。ただ、おっしゃるとおり、駐留軍従業員は比較的中高年齢層が多いのでございまして、そういう意味におきましては、就職の機会を申しましようか、チャンスの少ないというふうなことも考えられるのであります。

○石橋(政)委員 それでは、最近二、三年でもけっこうですが、どの程度の失業者が出ておって、どういふふう

と、数は少ないからといって、次に何らかの仕事につこうという場合に、条件がむずかしくなるというところは、逆に、これから先の方が、困難性はますます加わってくるんじゃないかとわれわれは考えているわけですが、そうしますと、数字が多いとか少ないとかいうことよりも、再就職が困難だということからいけば、少しも解決されないところか、これからはますます困難さは加わってくるというようにわれわれは思っております。その困難さを若干でも克服するために、雇用奨励金制度があれば便利なんじゃないかという考え方には御同調できないわけですか。

○林(一)政府委員 たいま事務部長から説明いたしましたように、数字的には年々減少化しておりますのであります。こゝに、二年は千名というところまで至っております。また、そのうちにおいて就職した者が約三七〇、あるいは四〇〇というふうなところまで至っております。この離職者に対する就職のあつせん等につきましては、この臨時措置法を中心としておるのであります。この就職の機会もだんだんふえておるといふふうには私どもは考えておるのであります。ただ、おっしゃるとおり、駐留軍従業員は比較的中高年齢層が多いのでございまして、そういう意味におきましては、就職の機会を申しましようか、チャンスの少ないというふうなことも考えられるのであります。

○石橋(政)委員 それでは、最近二、三年でもけっこうですが、どの程度の失業者が出ておって、どういふふう

○林(一)政府委員 たいま事務部長から説明いたしましたように、数字的には年々減少化しておりますのであります。こゝに、二年は千名というところまで至っております。また、そのうちにおいて就職した者が約三七〇、あるいは四〇〇というふうなところまで至っております。この離職者に対する就職のあつせん等につきましては、この臨時措置法を中心としておるのであります。この就職の機会もだんだんふえておるといふふうには私どもは考えておるのであります。ただ、おっしゃるとおり、駐留軍従業員は比較的中高年齢層が多いのでございまして、そういう意味におきましては、就職の機会を申しましようか、チャンスの少ないというふうなことも考えられるのであります。

○石橋(政)委員 それでは、最近二、三年でもけっこうですが、どの程度の失業者が出ておって、どういふふう

○林(一)政府委員 たいま事務部長から説明いたしましたように、数字的には年々減少化しておりますのであります。こゝに、二年は千名というところまで至っております。また、そのうちにおいて就職した者が約三七〇、あるいは四〇〇というふうなところまで至っております。この離職者に対する就職のあつせん等につきましては、この臨時措置法を中心としておるのであります。この就職の機会もだんだんふえておるといふふうには私どもは考えておるのであります。ただ、おっしゃるとおり、駐留軍従業員は比較的中高年齢層が多いのでございまして、そういう意味におきましては、就職の機会を申しましようか、チャンスの少ないというふうなことも考えられるのであります。

ことについて全力をあげておるような次第でございます。

雇用奨励金につきましては、先ほども申しましたように、現在のところでは、このような制度と申しましたようか、雇用奨励金を支給しなければどうしても事態の取捨がむずかしいというような状態には、まだ至っていないと私も考えておりますので、今回の改正案というよりなものにつきましては、そのような考えで提案をしたような次第でございます。

○石橋(政)委員 その数的な面も、私も非常に懸念しているのは、つい最近、アメリカの会計検査院が勧告しているわけですね。結局駐留軍労働者の数が不当に多過ぎるといふような勧告をしたといふことを聞いておるわけですが、これが具体的な形で取り入れられて、新会計年度、すなわち、七月から実際に予算面なり何なりに反映してくるといふ懸念は全然ないんですか。その点は政府として絶対ないといふ自信をお持ちなんですか。

○林(一)政府委員 お説のように、この人員の削減につきましては、本国におきましては、その可能性について検討をするように日米軍司令部に指示を出しておるのであります。その指示に基づきまして、在日米軍司令部におきましては、その人員削減の可能性について検討をいたしておるのであります。またその検討の結論は出ていないのでございます。いずれにしましても、削減できるかどうかの可能性については検討をいたしておることは事実でございます。一方、この駐留軍従業員的全離職者は、先ほども申しましたように、大体最近の傾向は、毎年一千名内

外というよりな状況でございます。かりにこの千五百名の人員削減の可能性の検討の結果、ある削減の数字が出るから考えましても、過去の実績その他から上回るといふような結論は出ないと私は見通しております。

○石橋(政)委員 防衛施設庁長官としてそういうふうにおっしゃって、アメリカのドル防衛政策というものの、またこれ非常に強い意思のもとに行なわれているのであつて、多少の無理をしてでもやる懸念があると思うのですよ。そのときになつてあつても始まらないと思つて、やはりそつとつとに備えておくといふことも考へておかなければならぬのぢやないかと思つておるのですが、そのことよりも、日本政府としては、絶対に冗員はない、ぎりぎりのところだといふふうな自信をお持ちなわけですね。

○林(一)政府委員 当局といたしましては、現在の人員配置が最も適當である、こつとこつと考へております。

○石橋(政)委員 総務長官にこの点お尋ねしておきたいのですけれども、雇用奨励金の問題ですね。今いろいろお話し上げたように、数は確かに減つております。しかし、その離職者の数が減つておるといふことも、最近はややまた、下部の組合員、労働者にしてみれば不安な要素が加つてきていゝるわけですから、必ずしもこのまま漸減の傾向に続くといふふうにも思へない面があるわけですね。しかし、その離職者の数が減つておるといふことよりも、先ほどもちよつと触れましたように、駐留軍の労働者の場合には先任権制が行なわれておりますから、新し

く入った人から整理されていく。これから先だんだん整理されていくものは、経年数の古い、年齢的にも中年、いわば非常に高年に近い人が今後整理されていく傾向が出てくるわけですね。そうしますと、その人たちの再就職は非常に困難だといふことは、申し上げるまでもなく御理解願ふと思つて、そういう非常に再就職の困難な人たちを少しでもよけいに就職させてやろうといふ親心があるならば、この際、あまり数にとらわれないうで、炭鉱並みに一つ雇用奨励金制度を設けてやろうといふ意図が、政府としては当然出てこなくちゃならぬと思つておるのです。

○徳安政府委員 雇用奨励金制度につきましては、しばしば論議されておるようでありまして、政府におきましては、今後の離職状況等を勘案しつつ、慎重に検討して参りたいと思つておる。

○石橋(政)委員 もう一つ申し上げておきたいのですが、冒頭に申し上げましたように、政府のミス——私から言わせればミスです。非常に提案がおくれたという理由から、もうぎりぎりのところまで来てしまつておるわけですね。本日この衆議院内閣委員会においてこれを通過させるといたしまして、本会議はもうあつてしまつてしまつてしまふので、参議院の場合は本会議が十五日しかないので、参議院の通過するのはおそらく五月十五日、この現行法が失効する前日ということになるわけですね、それでも事務的に公布を早めて、

その間現在の法律がなくなつてしまふといふようなことが絶対ない措置はできるものでしょうか。

○徳安政府委員 その点につきましては、先ほども申し上げましたように、政府の方でも万遺憾なき手はずを定めまして、失効することのないように最善の努力を払いたいと思つておる。一つぜひ御協力を願ひたいと思つておる。

○永山委員長 これにて両案に対する質疑は終了いたしました。

○永山委員長 この際おはかりいたしました。石橋政副君外二十九名提出の駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案について、提出者より撤回の申し出があります。本案の撤回を許可するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○永山委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は撤回を許可するに決しました。

○永山委員長 これより討論に入るのではありませんが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出の駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○永山委員長 起立総員。よつて、本案は可決すべきものと決しました。なお、本案に関する委員会報告書の

作成等につきましては、委員長に御一任を願ひたいと在りますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○永山委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

○永山委員長 国の防衛に関する件について調査を進めます。

政府より発言を求められておりますので、これを許します。志賀防衛庁長官。

○志賀國務大臣 この際、お許しを得まして、最近発生しました航空機並びに艦艇の事故について、その概要を御説明申し上げたいと思つておる。

去る三月三十日東京湾口において海上自衛隊護衛艦「てつぎ」が民間貨物船と衝突し、次いで四月十日千歳において航空自衛隊F104Jの事故の発生を見たことは、まことに遺憾にたえないところであります。ここにこれらの事故についてその概要を御説明申し上げます。

まず、F104Jの事故について申し上げますと、航空自衛隊第二航空団、千歳であります。この航空団所属、西三等空佐佐藤のF104Jジェット戦闘機は、四月十日十二時五分千歳飛行場を離陸し、二機編隊で要撃訓練を実施中のところ、十二時四十八分ごろ千歳飛行場南西約二十キロ、高度約一万メートルの地点で、スロットルレバー、機関の回転を調節する装置であります。これが最大回転位置で動かなくなつたため訓練を中止する旨を僚機に

通報した後、僚機及び管制塔と連絡を保ちつつ飛行場上空に達しました。しかし、飛行場進入に当たっては、当初予定していた直線進入方式を緊急着陸方式、これはエンジンをとめて旋回して進入する方式であります。この方式に切りかえ着陸を試みたのであります。が、所定の位置における高度が基準である八千フィートないし六千フィートよりやや低く、かつ、約六十度の急角度に旋回して失速状態となり、十二時五十七分に滑走路の南端から約三百メートルの地点に尾部から接地し、約百メートル滑走して停止し、機体の中部と後部を折損し、操縦者は座席にあつたまま衝撃による頭蓋底骨折で即死、殉職いたしましたのであります。

事故発生の際、私はたまたま旭川所在部隊を巡視中でありますので、直ちに事故現場に急行し、航空幕僚副長を委員長とする特別航空事故調査委員会を設け、スロットルの動かなくなつた原因及び操縦士の操作についてあらゆる場合を想定し、状況を再現して種々実験を行なう等、事故の原因について徹底的究明を行なうよう指示いたしましたのであります。その結果現在までに判明したところは、次のとおりであります。

第一は、スロットル系統固定の原因は、レバーとエンジンとを結ぶ操作系統において、ケーブルがはずれて滑車にかみ込んだか、または排油ホースのたがみが主燃料管制装置の一部に引っかかったか、あるいはその両者が発生したためと思われるのであります。なおそのほか、外国の実例に徴すると滑車に異物がかみ込んだ等の場合も考えられるのであります。

第二は、操縦士の操作については、当初の直線進入方式から緊急着陸方式に切りかえたのは、直線進入方式で着陸するには速力が早過ぎると判断し、着陸前にエンジンを停止させた上着陸する緊急着陸方式によることにより安全であると判断し、途中で決心を変更したためと思われるのであります。

緊急着陸方式にのつとつて計画どおり着陸できなかった原因としては、操縦士が、速度と高度を下げるために出していたスピード・ブレーキを取容する前にエンジンを停止させたため、その取容が不能となり、そのため、操縦士の見込みよりも機体の沈下が大きくなり、所定の高度と経路を維持できなくなつて低空急旋回を行ない、失速状態におちいる結果となつたと推定されるのであります。

なお、この間において、操縦士は緊急脱出の機会が十分あつたにもかかわらず、機体の安全をはかり、人畜への被害を防ぐため、航空機の安全誘導に最後まで全力を傾けたものと考えられるのであります。

おもな対策としては、

第一に、F104全機、その内容は104J二十四機、104DJ十一機に対し、スロットルのケーブル伝導部分と、機体、エンジンの結合部分の総点検を実施し、いやししくもスロットル系統に故障を来たすと考えられる箇所について念のため調整を行なつたのであります。

第二に、右個所についての点検法を改善いたしました。

第三には、F104のエンジンを飛行中に停止させる場合には、スピード・ブレーキを取納した後、エンジンを停止

させるという手順について認識を徹底させたのであります。

なお、F104の現有機数及び配置状況は、三十八年四月十日現在J二十一四機、DJ十一機であり、第二航空団にJ二十一機、DJ九機、第一術科学校にJ三機、DJ一機を配置しているものであります。そのほかDJ一機はまだ配置を決定いたしておりません。

また、F104J一機機領収後、昭和三十八年四月十日までの総飛行時間はF104J五百五十八時間五分、F104DJ四百五十一時間四十五分であります。次に、護衛艦「てるづき」と貨物船賀茂春丸が、三月三十日横須賀港外第二海堡北方約三キロメートルの地点で衝突した事故について申し上げます。

同日午前三時四十一分ごろ、「てるづき」は東京湾における訓練終了後、湾外の訓練を実施するため、八ノッットの速力で南々西に進路をとり、浦賀水道に入る途中、第二海堡北方の第五航路浮標付近で、右後方から高速で接近してくる船を発見いたしましたのであります。

相手船は海上衝突予防法に定められた追い越し船として「てるづき」を避けると思つたにもかかわらず、そのまま接近したため、「てるづき」は衝突の危険を感じ、臨機の処置として増速転舵して避けようとしたが、間に合わず、午前三時四十四分ごろ衝突いたしましたのであります。

その結果、「てるづき」は右舷後部の舷側に上甲板中心線付近まで達する破口を生じ、後部居住区及び五インチ砲二門が損傷し、乗員中死亡四名、行くえ不明一名、重傷一名、軽傷十五名を出しました。

同艦の修理は浦賀重工において施工中でありまして、六月二十日には完了の予定であり、負傷した乗員のうち、軽傷者はいずれも全快し、重傷者一名は近く退院の見込みであります。原因については、目下海上保安庁及び海難審判庁において取り調べ中なのであります。

以上、御報告、御説明申し上げた次第であります。

○永山委員長 本日はこの程度にとどめまして、次会は、十四日午前十時より理事會、十時半より委員会を開会することとし、これにて散会いたします。

午前十一時四十二分散会

〔参照〕

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一四九号）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

内閣委員會議録第一号中正誤

三ページ三段二行「中嶋英夫君紹介」を「島上善五郎君外一名紹介」に訂正する。

内閣委員會議録第二号中正誤

六五元 算理 管理 正
一〇二元 アッピ アップ

内閣委員會議録第三号中正誤

六三セ 行 誤 正
六三セ 行 誤 正
七五三 行 誤 正
九三三 行 誤 正
一四一元 行 誤 正

内閣委員會議録第四号中正誤

九二三 行 誤 正
九二三 行 誤 正

内閣委員會議録第五号中正誤

四五元 行 誤 正
七一三 行 誤 正
三三三 行 誤 正

内閣委員會議録第六号中正誤

六三二六 行 誤 正
一四三七 行 誤 正
一五三三 行 誤 正

内閣委員會議録第七号中正誤

一五二 行 誤 正
二五六 行 誤 正
一〇五三 行 誤 正

内閣委員會議録第八号中正誤

三五 行 誤 正
三五 行 誤 正
三五 行 誤 正

内閣委員會議録第九号中正誤

三一三 行 誤 正
三二二 行 誤 正
三三三 行 誤 正
三四四 行 誤 正
三五五 行 誤 正
三六六 行 誤 正
三七七 行 誤 正
三八八 行 誤 正
三九九 行 誤 正
四〇〇 行 誤 正
四一一 行 誤 正
四二二 行 誤 正
四三三 行 誤 正
四四四 行 誤 正
四五五 行 誤 正
四六六 行 誤 正
四七七 行 誤 正
四八八 行 誤 正
四九九 行 誤 正
五〇〇 行 誤 正

内閣委員會議録第十号中正誤

二二三 行 誤 正
二四四 行 誤 正
二五五 行 誤 正
二六六 行 誤 正
二七七 行 誤 正
二八八 行 誤 正
二九九 行 誤 正
三〇〇 行 誤 正
三一一 行 誤 正
三二二 行 誤 正
三三三 行 誤 正
三四四 行 誤 正
三五五 行 誤 正
三六六 行 誤 正
三七七 行 誤 正
三八八 行 誤 正
三九九 行 誤 正
四〇〇 行 誤 正
四一一 行 誤 正
四二二 行 誤 正
四三三 行 誤 正
四四四 行 誤 正
四五五 行 誤 正
四六六 行 誤 正
四七七 行 誤 正
四八八 行 誤 正
四九九 行 誤 正
五〇〇 行 誤 正